

# 令和6年6月議会

## 議案説明資料

- 議案第 111 号 令和6年度福岡市一般会計補正予算案（第1号）
- 議案第 112 号 令和6年度福岡市市債管理特別会計補正予算案（第1号）
- 議案第 113 号 福岡市市税条例の一部を改正する条例案
- 議案第 130 号 福岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第 131 号 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約  
第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

財 政 局

議案第111号

令和6年度 福岡市一般会計

歳 入

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
3	23 繰入金	1 財政調整 基金繰入金	1 財政調整 基金繰入金	5,000,000	858,331	5,858,331
合 計				5,000,000	858,331	5,858,331

# 補正予算案（第1号）

節		説 明
区 分	金 額	
1 財 政 調 整 基 金 受 入 金	千円 858,331	福岡市財政調整基金条例に基づく基金受入金の追加

議案第112号

令和6年度 福岡市市債管理特別会計

歳 入

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
8	1 市 債	1 市 債	1 一 般 会 計 債	60,001,333	46,000	60,047,333
合 計				60,001,333	46,000	60,047,333

歳 出

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
10 5 11	1 繰 出 金	1 他 会 計 金 繰 出 金	1 一 般 会 計 金 繰 出 金	60,001,333	46,000	60,047,333
合 計				60,001,333	46,000	60,047,333

# 補正予算案(第1号)

節		金額	説明
区分	金額		
2	こども育成債	千円 46,000	児童福祉施設整備債の追加

節		区分	金額	説明
区分	金額			
27	繰出金	千円 46,000	千円	市債収入金繰出金の追加 〔関連歳入〕 (1) 市債 こども育成債 46,000 千円





## 固定資産税等に係る「わがまち特例」の見直しに伴う規定の整備

地方税法の改正により、固定資産税等について、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の特例割合の見直し等が行われたことに伴い、市税条例において当該特例割合を定めるもの。

### 1 「わがまち特例」について

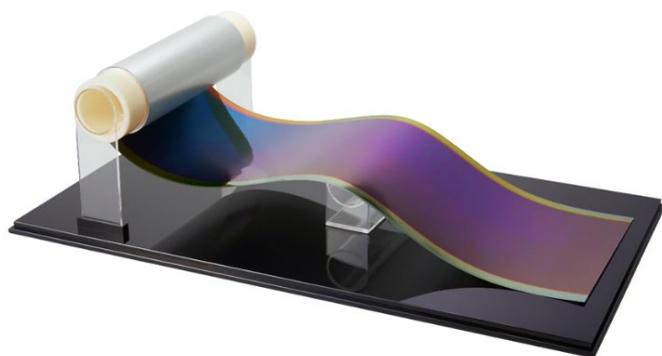
国が定める地方税制の特例措置について、国が法律で一律に定めていた特例割合を地方自治体が自主的に判断し、法で定める上限と下限の範囲内で、条例で決定できるようにする仕組み。福岡市では、現在 12 項目について市税条例に軽減割合を定めている。

### 2 地方税法及び市税条例の改正概要

#### (1) 再生可能エネルギー発電設備

##### ① 太陽光発電設備に係る課税標準の特例の見直し

対象をソーラーカーポート補助金の対象となる一定の太陽光発電設備から、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備等に変更したうえで、適用期限を 2 年延長するもの。



<イメージ>ペロブスカイト太陽電池

※軽量かつ柔軟性を持つ次世代型太陽電池であり、従来型では設置困難な耐荷重が小さい屋根や壁面等の場所への設置導入が見込まれる。令和 7 年に実用化予定。

##### ② バイオマス発電設備に係る課税標準の特例の見直し

出力が 10,000 kW 以上 20,000 kW 未満のバイオマス発電設備のうち、一般木質・農作物残さ区分に該当する一定の発電設備について、特例割合を縮減したうえで、適用期限を 2 年延長するもの。

##### ③ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例割合の見直し

再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、市税条例に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例割合を、これまでの参酌基準から最大の軽減措置となる最小割合に改正するもの。

**【現行】**

特定再生可能 エネルギー発電設備	地方税法 出力及び特例割合 (括弧書の範囲内で条例で設定)		福岡市 特例割合
太陽光	1,000 kW 未満 (1/2～5/6)		2/3 (1/3 軽減)
	1,000 kW 以上 (7/12～11/12)		3/4 (1/4 軽減)
バイオマス (20,000 kW 未満)	10,000 kW 未満 (1/3～2/3)		1/2 (1/2 軽減)
	10,000 kW 以上 (1/2～5/6)		2/3 (1/3 軽減)
風力	20 kW 未満 (7/12～11/12)		3/4 (1/4 軽減)
	20 kW 以上 (1/2～5/6)		2/3 (1/3 軽減)
地熱	1,000 kW 未満 (1/2～5/6)		2/3 (1/3 軽減)
	1,000 kW 以上 (1/3～2/3)		1/2 (1/2 軽減)
水力	5,000 kW 未満 (1/3～2/3)		1/2 (1/2 軽減)
	5,000 kW 以上 (7/12～11/12)		3/4 (1/4 軽減)



**【改正案】**

特定再生可能 エネルギー発電設備	地方税法 出力及び特例割合		福岡市 特例割合
太陽光	改正なし		1/2 (1/2 軽減) 7/12 (5/12 軽減)
バイオマス (20,000 kW 未満)	10,000 kW 未満 (1/3～2/3)		1/3 (2/3 軽減)
	10,000 kW 以上	下記以外	(1/2～5/6)
一般木質・ 残さ区分		(11/14～13/14)	11/14 (3/14 軽減)
風力	改正なし		7/12 (5/12 軽減) 1/2 (1/2 軽減)
地熱			1/2 (1/2 軽減) 1/3 (2/3 軽減)
水力			1/3 (2/3 軽減) 7/12 (5/12 軽減)

※令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得されたものに限りに、  
3か年度分の固定資産税の軽減措置を行うもの。

## (2) 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出

滞在快適性等向上区域（「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を目指す区域）内において、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォークブル事業）の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（最初の5年間）について、わがまち特例の規定を設けるもの。

地方税法	福岡市 特例割合
$\frac{1}{2}$ を参酌基準として $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	$\frac{1}{2}$ （ $\frac{1}{2}$ を軽減）

※令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得されたものに限る。

<p><b>①民地のオープンスペース化に係る課税の特例</b></p> <p>オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産（ベンチ、芝生等）について、課税標準を5年間、<math>\frac{1}{3}</math>～<math>\frac{2}{3}</math>の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準：<math>\frac{1}{2}</math>）。</p> 	<p><b>②建物低層部のオープン化に係る課税の特例</b></p> <p>低層部の階を改修し、オープン化した家屋（カフェ、休憩所等）の不特定多数の者が自由に交流・滞在できる部分について、課税標準を5年間、<math>\frac{1}{3}</math>～<math>\frac{2}{3}</math>の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準：<math>\frac{1}{2}</math>）。</p> 
--	---

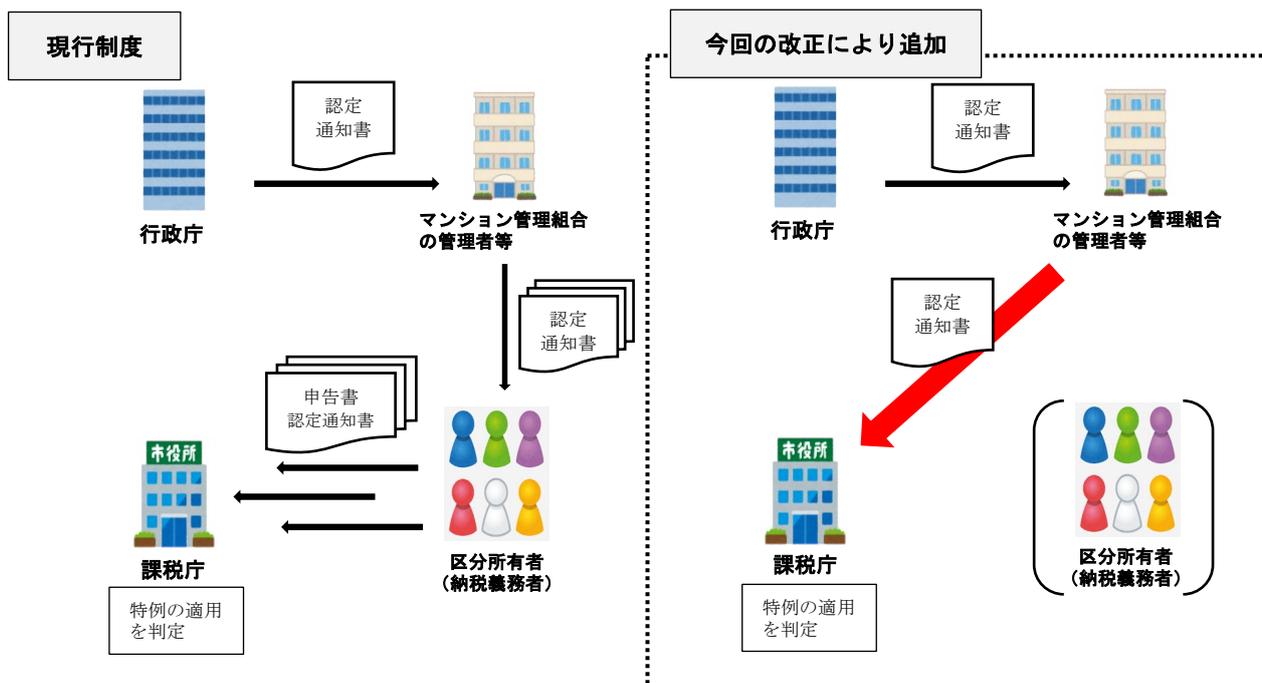
<イメージ>※福岡市の事例ではない

## (3) 企業主導型保育事業

子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設（特定事業所内保育施設）の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止するもの。

## 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の整備

地方税法の改正により、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、区分所有者ごとの申告を省略するため、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められる場合には、当該減額措置を適用することができることとされたことに伴い、市税条例においても同様に規定の整備を行うもの。



## 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴う規定の整備

地方税法の改正により、扶養親族等申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされたことに伴い、市税条例においても同様に規定の整備を行うもの。

## 新旧対照表

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）

改正前	改正後
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第23条の3 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、その異動の内容及び施行規則第2条の3の3第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、<u>第1項及び第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第23条の3 略</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、その異動の内容及び施行規則第2条の3の3第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>5 給与所得者は、<u>第1項及び第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施</p>

改正前	改正後
<p>行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則第2条の3の4第2項に定めるものをいう。次条第4項及び第35条の5第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第38条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、施行令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士その他</p>	<p>行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則第2条の3の4第2項に定めるものをいう。次条第4項及び第35条の5第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第38条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、施行令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士その他</p>

改正前	改正後
<p>同条第2項に規定する医療関係者の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館(以下「博物館」という。)を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合には、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第44条の4 法第352条の3の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則第15条の4の2第2項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第352条の3の規定の適用を受けようとする家屋(次号及び第5号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては、<u>第50条第3項第2号又は第5項第2号</u>に掲げる事項)</p> <p>(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項、第15条の7第1項若しくは第2項、第15条の8第1項から第3項まで、第15条の9第1項、第4項、第5項、第9項若しくは第10項、第15条の9の2第1項、第4項若しくは第5項又は第15条の10第1項の規定の適用を受けようとする</p>	<p>同条第2項に規定する医療関係者の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館(以下「博物館」という。)を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合には、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第44条の4 法第352条の3の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則第15条の4の2第2項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第352条の3の規定の適用を受けようとする家屋(次号及び第5号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては、<u>第50条第4項第2号又は第6項第2号</u>に掲げる事項)</p> <p>(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項、第15条の7第1項若しくは第2項、第15条の8第1項から第3項まで、第15条の9第1項、第4項、第5項、第9項若しくは第10項、第15条の9の2第1項、第4項若しくは第5項又は第15条の10第1項の規定の適用を受けようとする</p>

改正前	改正後
<p>者にあつては、第50条第1項第3号、第2項第3号、<u>第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号、第10項第3号又は第12項第3号</u>に掲げる事項)</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3～6</u> 略</p> <p><u>7</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>8</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改</p>	<p>者にあつては、第50条第1項第3号、第2項第3号、<u>第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号、第10項第3号、第11項第3号又は第13項第3号</u>に掲げる事項)</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 市長は、<u>法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>4～7</u> 略</p> <p><u>8</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>9</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改</p>

改正前	改正後
<p>修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p><u>9</u> 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>10</u> 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p><u>10</u> 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p><u>11</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第16項各号</u>に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>12</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第17項各号</u>に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(5) 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p>
<p><u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建</p>	<p><u>13</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>施行規則附則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建</p>

改正前	改正後
<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p>附 則 (東日本大震災等に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第24条 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第2号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋(次号及び第5号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては、<u>第50条第3項第2号又は第5項第2号</u>に掲げる事項)</p> <p>(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の8第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする者にあつては、<u>第50条第1項第3号、第3項第3号、第4項第3号又は第5項第3号</u>に掲げる事項)</p> <p>(4) ～ (6) 略</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p>附 則 (東日本大震災等に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第24条 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第2号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋(次号及び第5号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては、<u>第50条第4項第2号又は第6項第2号</u>に掲げる事項)</p> <p>(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の8第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする者にあつては、<u>第50条第1項第3号、第4項第3号、第5項第3号又は第6項第3号</u>に掲げる事項)</p> <p>(4) ～ (6) 略</p>

改正前	改正後
<p>第26条 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第4号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋(次号及び第5号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては、<u>第50条第3項第2号又は第5項第2号</u>に掲げる事項)</p> <p>(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の8第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする者にあつては、<u>第50条第1項第3号、第3項第3号、第4項第3号又は第5項第3号</u>に掲げる事項)</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)</p> <p>第27条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は<u>3分の2</u>とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は<u>4分の3</u>とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。</p> <p>8 略</p> <p>9 <u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>10 <u>法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p>	<p>第26条 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第4号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋(次号及び第5号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては、<u>第50条第4項第2号又は第6項第2号</u>に掲げる事項)</p> <p>(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の8第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする者にあつては、<u>第50条第1項第3号、第4項第3号、第5項第3号又は第6項第3号</u>に掲げる事項)</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)</p> <p>第27条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は<u>2分の1</u>とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は<u>14分の11</u>とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は<u>12分の7</u>とし、同項第4号に規定する条例で定める割合は<u>3分の1</u>とする。</p> <p>8 略</p> <p>9 <u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p>

改正前	改正後
11・12 略	10 <u>法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u> 11・12 略

## 再エネ設備の固定資産税に係る「わがまち特例」の見直しに伴う 福岡市市税条例の改正

地方税法の改正により、再エネ設備の固定資産税について、地域決定型地方税制特例措置(通称「わがまち特例」)の特例割合の見直し等が行われたことに伴い、福岡市市税条例(以下「市税条例」という。)において当該特例割合を定めるもの(議案第113号、総務財政委員会への付託)。

### 1. 「わがまち特例」について

国が定める地方税制の特例措置について、国が法律で一律に定めていた特例割合を地方自治体が自主的に判断し、法で定める上限と下限の範囲内で、条例で決定できるようにする仕組み。

### 2. 再エネ設備の固定資産税に係る地方税法の改正概要※下線部が主な改正内容

#### (1) 太陽光発電設備※に係る課税標準の特例の見直し

特例の対象を国のソーラーカーポート補助金を活用して導入した太陽光発電設備から、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備等に変更したうえで、適用期限を2年延長(令和6年3月末から令和8年3月末まで、以下同じ)するもの。

※太陽光発電設備に係る固定資産税の課税対象は、事業用太陽光発電設備等であり、住宅用設備(屋根一体型を除く)は課税対象外



#### (2) バイオマス発電設備に係る課税標準の特例の見直し

出力が10,000kW以上20,000kW未満のバイオマス発電設備のうち、一般木質・農作物残さ区分に該当する一定の発電設備について、特例割合を縮減したうえで、適用期限を2年延長するもの。

#### (3) 風力、地熱、水力発電に係る課税標準の特例の延長

風力、地熱、水力発電に係る課税標準の特例適用期限を2年延長するもの。

### 3. 市税条例の改正概要

再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、市税条例に規定する特定再生可能エネルギー発電設備の固定資産税に係る特例割合を、これまでの参酌基準から最大の軽減措置となる最小割合に改正するもの。

【現 行】

特定再生可能 エネルギー発電設備	地方税法 出力及び【特例割合の範囲】 【括弧書の範囲内】で条例で設定	市税条例 固定資産税の特例割合
太陽光 (ソーラーポ-ト)	1,000kW未満 【1/2～5/6】	2/3 (1/3 軽減)
	1,000kW以上 【7/12～11/12】	3/4 (1/4 軽減)
バイオマス (20,000kW未満)	10,000kW未満 【1/3～2/3】	1/2 (1/2 軽減)
	10,000kW以上 【1/2～5/6】	2/3 (1/3 軽減)
風力	20kW未満 【7/12～11/12】	3/4 (1/4 軽減)
	20kW以上 【1/2～5/6】	2/3 (1/3 軽減)
地熱	1,000kW未満 【1/2～5/6】	2/3 (1/3 軽減)
	1,000kW以上 【1/3～2/3】	1/2 (1/2 軽減)
水力	5,000kW未満 【1/3～2/3】	1/2 (1/2 軽減)
	5,000kW以上 【7/12～11/12】	3/4 (1/4 軽減)



【改 正 案】最大の軽減措置を行うため特例割合を改めるもの（下線部が主な改正内容）

特定再生可能 エネルギー発電設備	地方税法 出力及び【特例割合の範囲】 【括弧書の範囲内】で条例で設定	市税条例 固定資産税の特例割合	
太陽光 ( <u>ハ-ロフ効付</u> )	1,000kW未満 【1/2～5/6】	<u>1/2 (1/2 軽減)</u>	
	1,000kW以上 【7/12～11/12】	<u>7/12 (5/12 軽減)</u>	
バイオマス (20,000kW未満)	10,000kW未満 【1/3～2/3】	<u>1/3 (2/3 軽減)</u>	
	10,000kW 以上	下記以外 【1/2～5/6】	<u>1/2 (1/2 軽減)</u>
		<u>一般木質・ 残さ区分</u> 【 <u>11/14～ 13/14</u> 】	<u>11/14 (3/14 軽減)</u>
風力	20kW未満 【7/12～11/12】	<u>7/12 (5/12 軽減)</u>	
	20kW以上 【1/2～5/6】	<u>1/2 (1/2 軽減)</u>	
地熱	1,000kW未満 【1/2～5/6】	<u>1/2 (1/2 軽減)</u>	
	1,000kW以上 【1/3～2/3】	<u>1/3 (2/3 軽減)</u>	
水力	5,000kW未満 【1/3～2/3】	<u>1/3 (2/3 軽減)</u>	
	5,000kW以上 【7/12～11/12】	<u>7/12 (5/12 軽減)</u>	

※令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得されたものに限り、3か年度分の固定資産税の軽減措置を行うもの。

## 議案第 130 号

### 福岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

令和 6 年 3 月 30 日地方税法等の一部が改正され、一部は同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、福岡市市税条例の改正を行う必要があったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、福岡市市税条例の一部を改正する条例を令和 6 年 4 月 1 日次のように専決処分した。

本件は、このことについて同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるもの。

#### 1 用途変更宅地等の固定資産税等に関する経過措置の延長

住宅用地から非住宅用地への変更など、用途が変更された宅地等に対して課する固定資産税等の課税標準額について、同じ用途の周辺の宅地等との税負担の均衡を図るための措置が、地方税法の改正により、令和 8 年度まで延長されたことに伴い、条例においても同様の措置を講じるもの。

#### 2 個人住民税の定額減税の実施に伴う規定の整備

地方税法の改正により、個人住民税の定額減税が実施されることに伴い、個人住民税の納税通知書の特例に関する規定等を条例に追加するもの。

#### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

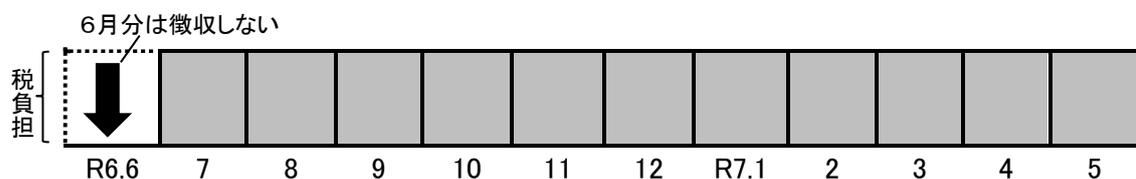
## 個人住民税の定額減税の実施方法

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施。※納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の場合に限る。

減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。

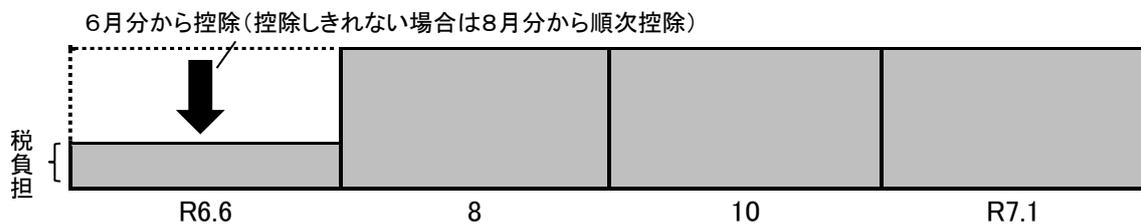
### ＜給与所得に係る特別徴収の場合＞

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分から令和7年5月分までの11か月で均す。



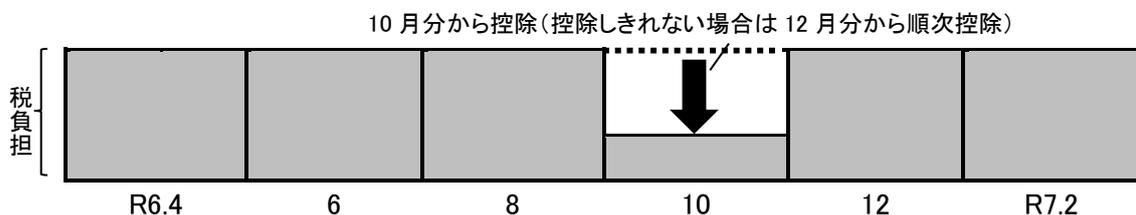
### ＜普通徴収(事業所得者等)の場合＞

「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。



### ＜公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合＞

「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。



ふるさと納税の特例控除上限額(所得割額の2割)等について、定額減税「前」の所得割額とする。

定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費で補填する。

## 新旧対照表

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例）</p> <p>第17条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定により、法附則第18条の3及び第25条の3</u> の規定は、適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例）</p> <p>第17条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定により、法附則第18条の3及び法附則第25条の3</u> の規定は、適用しない。</p> <p style="text-align: center;"><u>（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）</u></p> <p>第40条 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第42条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第18条、法第314条の6から法第314条の9まで、法附則第3条の3第5項、法附則第5条第3項、法附則第5条の4の2第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における法第314条の7第11項、第32条の5第1項及び法附則第5条の5第2項の規定の適用については、法第314条の7第11項及び法附則第5条の5第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」と、第32条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第40条第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第40条第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u></p> <p><u>(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</u></p> <p><u>第41条 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第26条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額</u>  <u>(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)</u>及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納</p>

改正前	改正後
	<p>付額は、第25条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においては<u>その者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p>(2) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては<u>ないものとし、第25条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第25条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u></u></p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては<u>ないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u></u></p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては<u>ないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u></u></p> <p><u>2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から法第321条の7第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</u></p> <p><u>第42条 令和6年度分の個人の市民税に限り、第32条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第3項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第40条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第32条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合には、当該所得割額を加算した額とする。以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及</u></p>

改正前	改正後
	<p> <u>び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)</u>  <u>からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)</u><u>がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。))をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。))に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。))並びに第32条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。))は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、</u></p>

改正前	改正後
	<p>又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p>同年12月1日から翌年の3月31日までの間においては<u>その者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(5) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第32条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除し</u></p>

改正前	改正後
	<p>て得た額」とあるのは、「<u>附則第42条第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額</u>」とする。</p> <p>3 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第32条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額は</u> <u>ないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第32条の5第2項の規定により読み替えられた第32条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第32条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第42条第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</u></p> <p>5 <u>令和6年度分の個人の市民税につき法第321条の7の9第2項、法第321条の7の10第1項並びに施行令附則第4条の10第1項及び第2項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u></p> <p>第43条 <u>令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条、法第314条の6から法第314条の9まで、法附則第3条の3第5項、法附則第5条第3項、法附則第5</u></p>

改正前	改正後
	<u>条の4の2第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u>

## 議案第 131 号

### 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

令和 6 年 3 月 30 日地方税法等の一部が改正され、一部は同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例（以下「合衆国特例条例」という。）の改正を行う必要があったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、合衆国特例条例の一部を改正する条例を令和 6 年 4 月 1 日次のように専決処分した。

本件は、このことについて同条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるもの。

#### 1 合衆国軍隊の構成員等が所有する自動車に係る軽自動車税（種別割）の徴収方法の見直しに伴う規定の整備

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の改正により、合衆国軍隊の構成員等が所有する自動車に係る軽自動車税の種別割の徴収について、証紙徴収の方法に加え、普通徴収の方法によることができることとされたことに伴い、合衆国特例条例の徴収方法の規定を改正するもの。

#### 2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

## 新旧対照表

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例（昭和33年福岡市条例第42号）

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第1条 この条例は、アメリカ合衆国軍隊及び国際連合の軍隊（以下「合衆国等の軍隊」という。）の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「合衆国特例法」という。）第2条第3項から第6項まで及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第188号。以下「国連特例法」という。）第2条第3号から第6号までに規定するものをいい、以下「合衆国等の軍隊の構成員等」と総称する。）の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車に対する軽自動車税の種別割の税率に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例並びに合衆国特例法第4条及び国連特例法第3条に基づく軽自動車税の種別割の徴収方法について福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号_____）の特例を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（軽自動車税の種別割の徴収の方法）</p> <p>第3条 合衆国等の軍隊の構成員等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の種別割は、<u>次条で定めるところにより、証紙徴収の方法</u>によつて</p>	<p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第1条 この条例は、アメリカ合衆国軍隊及び国際連合の軍隊（以下「合衆国等の軍隊」という。）の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「合衆国特例法」という。）第2条第3項から第6項まで及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第188号。以下「国連特例法」という。）第2条第3号から第6号までに規定するものをいい、以下「合衆国等の軍隊の構成員等」と総称する。）の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車に対する軽自動車税の種別割の税率に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例並びに合衆国特例法第4条及び国連特例法第3条に基づく軽自動車税の種別割の徴収方法について福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号。<u>以下「市税条例」という。</u>）の特例を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（軽自動車税の種別割の徴収の方法）</p> <p>第3条 合衆国等の軍隊の構成員等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の種別割は、<u>普通徴収又は証紙徴収_____</u>の方法によつて</p>

